## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月12日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会	□中止
2. 都道府県名	富山県	執行機関名
3. 市区町村名		
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番 号	113-1-1(2)	知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せ てその他の給付等を実施している事務
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1113/kj00015305.html	

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①事務の名称 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		富山県立高等学校の授業料等に関する条例(昭和22年富山県条例第28号)第5 条の規定による授業料等の減免に関する事務(以下「県立学校授業料等減免事務」という。)であって規則で定めるもの		
②番号法別表第1の項	91			
③番号法別表第2の項	113			
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第62号)別表第1第2項第1号富山県立高等学校の授業料等に関する条例(昭和22年富山県条例第28号)第5条の規定による授業料等の減免に関する事務(以下「県立学校授業料等減免事務」という。)であって規則で定めるもの		
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号) 第1条	富山県立高等学校の授業料等に関する条例第1条		
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとするにより、高等学校等における教育に係る <u>経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	この条例は、富山県立高等学校(以下「県立高校」という。)の授業料等に関し必要な事項を定めるものとする。		
⑦独自利用事務の関連規範		富山県立高等学校の授業料等に関する条例 富山県高等学校等授業料等減免事務取扱要領		

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	富山県立高等学校の授業料等に関する条例第5条 富山県高等学校授業料等減免事務取扱要領4 富山県高等学校授業料等減免(就学支援金及び学び直し支援金連動型)事務取 扱要領5		
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援 金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	受申請者の受給資格の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	富山県高等学校授業料等減免事務取扱要領2 減免基準、減免区分及び専決権者(減免基準)		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報		
特定個人情報2				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号口	富山県高等学校授業料等減免事務取扱要領2 減免基準、減免区分及び専決権者(減免基準)		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報		
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号	富山県立高等学校の授業料等に関する条例第5条 富山県高等学校授業料等減免事務取扱要領4		
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出 に係る事実についての審査に関する事務	収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号 イ	富山県高等学校授業料等減免事務取扱要領2 減免基準、減免区分及び専決権者(減免基準)		

②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報		
特定個人情報2				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号 ロ	富山県高等学校授業料等減免事務取扱要領2 減免基準、減免区分及び専決権者(減免基準)		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報		

備考				